

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和4年5月10日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	4番 森本 豊
5番 藤村 絹子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	15番 山本 功
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
18番 岩井 三郎	19番 太田 廣之

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

3番 松尾 清敏	7番 草嶋 邦子
----------	----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局	森山 賢一
	山口 健司
	植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第5号	令和4年度農用地利用集積計画（第1次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について

8、署名委員

17番 新司 吉行	18番 岩井 三郎
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和4年5月10日午後2時48分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第5回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

さて、委員の皆様には、春の農作業等にお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

当委員会といたしましては、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、17番新司吉行委員、18番岩井三郎委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が高齢のため耕作面積の規模縮小に伴う所有権の有償移転申請です。譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしく申し上げます。

議長 この件については、地区担当委員の森本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森本 4番、森本です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、4月13日、上村専門員と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 3ページをお開きください。
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、近鉄狛田駅の周囲300メートル以内の区域で、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、排水計画も問題がなく、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 この件については、推進委員の野秋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

野 秋 2番、野秋です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、4月27日、太田会長、山口担当局長補佐及び上村専門員と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の
意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 5ページをお開きください。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、で
ございます。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、中山
間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地
等で、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地
への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相
当と考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 この件については、私の方と地区担当委員の草嶋委員が現地確認を行っておりますの
で、私の方から補足説明させていただきます。

議 長 ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、4月27日、草嶋委員、山口局
長補佐及び上村専門員と申請のありました現地を確認しました。
現地は現在田として管理されており、駐車場に転用するにあたり、隣接地への影響もな
く問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号については、許可相当の
意見をつけて知事に進達することに決定いたします。

議 長 続いて議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 7ページをお開きください。議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明につ
いて、でございます。

【 提案説明 】

続いて8ページでございます。

【 提案説明 】

場所については9～11ページの地図のとおりです。

相続税の納税猶予とは、農地等を相続した際に課税されるべき納税額を一定の要件の
もとに猶予されるもので、特例を受けるための相続人の人的要件である、引き続き農業
経営を行うことを証明するものが適格者証明になります。

当該相続人については、引き続き農業経営を行うことに問題ないと思われま

す。
以上です。

議 長 この件については推進委員の野秋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明
をお願いします。

野 秋 2番、野秋です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、4月27日、山口局長補佐及び
上村専門員と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として十分に管理及び耕作されている状況でありました。

位置的にも相続人の自宅に近く管理しやすい場所でもあり、今後も営農継続が見込ま
れますので、地元担当委員として何ら問題ないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございました。
それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、適格者として証明して問題なしと思われる方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第4号については、適格者として証明することに決定いたします。

議 長 次に議案第5号、令和4年度農用地利用集積計画（第1次）の決定についてを議題とします。

議 長 1番から7番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 12ページをお開きください。
議案第5号令和4年度農用地利用集積計画（第1次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

13ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

16ページをお開きください。

申し訳ございませんが、ここで1か所訂正がございます。

真ん中あたり、農業補助者の主として農業に従事する者の（ ）書きの人数が2人となっておりますが0人の誤りです。大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおりです。

13ページに戻っていただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページ及び20ページの地図のとおりです。

14ページに戻っていただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については22ページの地図のとおりです。

14ページに戻っていただき、4番でございます。

【 提案説明 】

場所については24ページの地図のとおりです。

14ページに戻っていただき5番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページ地図のとおりです。

15ページに戻っていただき6番でございます。

農業経営の状況等27ページをお開きください。

度々申し訳ございませんが、ここで1か所訂正がございます。

27ページ1番右端、農機具等の数量について、バインダーの数量が横線でなしになっておりますが、1台ということ、1と書いていただけますでしょう。訂正の方よろしくお願いいたします。

【 提案説明 】

場所については28ページ地図のとおりです。

15ページに戻っていただき7番でございます。

【 提案説明 】

場所については30ページの地図のとおりです。

以上の7件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第5号の1番から7番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第5号の1番から7番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、非農地証明交付申請について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局 31ページをお開きください。それでは報告第1号、非農地証明交付申請について、
でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については32ページの地図のとおりです。

現地は、60年ほど前から光明寺の境内地として利用され、現在は住職の居住用スペースと駐車場となっています。

農地への復旧も困難であり、非農地として認定して問題ないものと考えます。
以上で報告を終わります。

議長 この件については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉嶋 16番、杉嶋です。

4月27日、太田会長、草嶋委員、山口担当局長補佐及び上村専門員と申請のありました現地を確認しました。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、現地は昭和37年以降、畑ではなく境内地として使用されていました。

平成2年の本堂等の建替えの際に住職の居住部分と駐車場となり現在に至っております。

農地への復旧も困難であり、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。本件について何か質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

5月31日火曜日13時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を5月31日火曜日13時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますが、議案締切から総会までの日がなく、議案書は当日配付とさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時48分